

新発田市農業集落排水事業経営戦略

平成30年12月

新潟県新発田市

【目 次】

1 事業の現状と課題	
（1）事業の概要	1
（2）行政人口と課題	1
（3）接続率の状況	1
（4）下水道施設・老朽化の現状	2
（5）組織体制及び職員の状況	3
（6）民間活力の活用等	3
（7）災害・危機管理対策	3
（8）その他	4
2 経営の基本方針	6
3 経営戦略の計画期間、事後検証及び更新	6
4 投資・財政計画	
（1）投資についての説明	7
（2）財源についての説明	7
5 効率化・経営健全化の取組み	
（1）広域化・共同化・最適化に関する事項	10
（2）使用料、その他の収入に関する事項	10
（3）民間活力やノウハウの活用に関する事項	10
（4）組織、人材、定員に関する事項	11
（5）接続促進への取組み、接続率の向上	11
（6）情報公開に関する事項	11
（7）経費削減に関する事項	12
6 投資・財政計画（様式）	12

1 事業の現状と課題

(1) 事業の概要

新発田市では、農村地域での生活環境向上に対する住民ニーズの高まりに対応し、河川や農業用水路等の汚濁を防止するため、平成2年度に策定した「新発田市下水道基本構想」に基づき、農業集落排水の整備を進めてきました。

平成15年（旧新発田市・旧豊浦町）、平成17年（旧新発田市・旧紫雲寺町・旧加治川村）の市町村合併に伴い、農業集落排水事業の整備区域は、旧新発田市の19処理区と旧豊浦町の3地区、および旧紫雲寺町、旧加治川村の2地区を合わせた24処理区となりました。

その後、平成21年度の「新発田市下水道基本構想」の見直しにより、3処理区（北部・万代・動木橋）を公共下水道、4処理区（横山・熊出・小戸・赤谷）を合併処理浄化槽で整備することとしました。

さらに、平成29年度の再度見直しにより、蔵光についても浄化槽地区にし、農業集落排水事業で未完了の地区は、佐々木地区のみとなりました。

また、整備済処理区のうち10処理区は、将来、公共下水道の認可区域に編入する計画であり、そのうち上中山、福島、大島、住田の4処理区は、既に公共下水道に接続しています。

(2) 行政人口と課題

当市の人口は、1995年（平成7年 106,563人 国勢調査）をピークに減少が続き、現在も少子化の進行により、地域経済の縮小など深刻な状況を招くことが懸念されています。（平成27年 98,611人 国勢調査）。

このため、有収水量の減少による使用料収入の減が見込まれることから、人口減少に適切に対応することや、平成29年度には汚水処理施設の未整備区域の早期概成を目的として、「新発田市下水道基本構想」の2回目の見直しを行いました。

(3) 接続率の状況

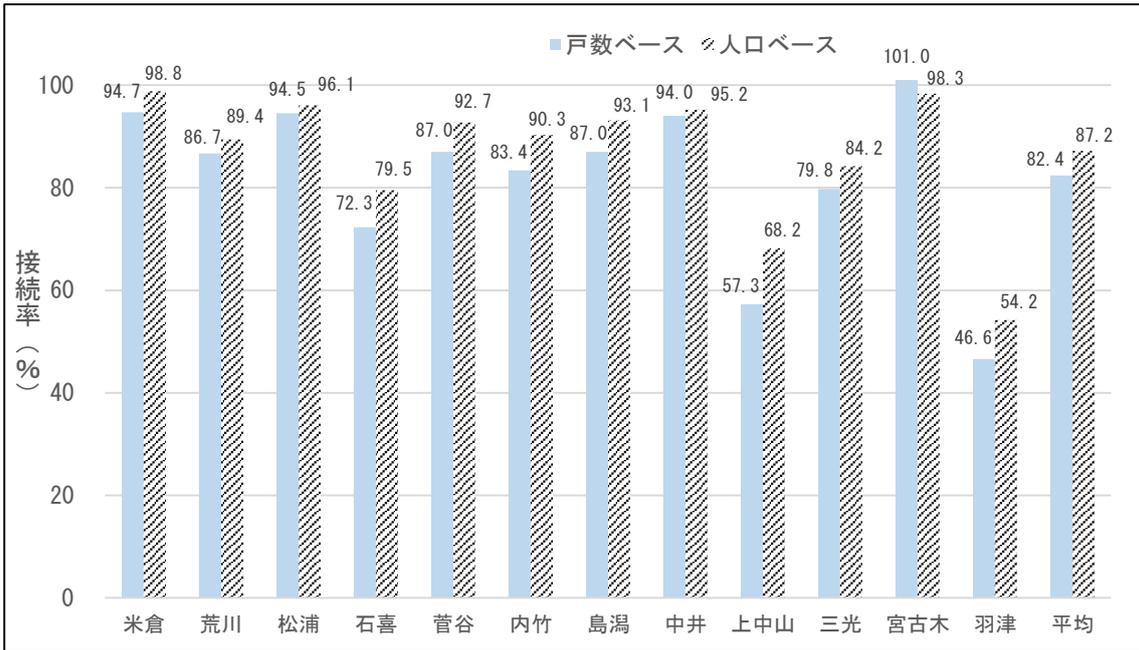
当市の平成29年度末における農業集落排水事業の処理区域内人口は、10,032人であり、接続人口は8,750人、接続率は87.2%です。

戸数を指標にした場合は、接続可能戸数は3,146戸、供用開始戸数は2,593戸、接続率は82.4%です（図1）。

今後は、接続率の低い地区における未接続世帯への訪問に重点を置きつつ、より一層、接続率を高めるために、全体的な底上げの方法を検討していく必要があります。

図1 各地区の接続率の状況

(平成29年度末)



※上中山地区は平成30年7月に公共下水道に移管

市民の下水道接続への機運を高めるため、市内で環境活動に取り組む NPO 法人と連携し、市の広報やホームページに掲載する情報の提供を受けています。

今後、下水道接続の向上に向け、自然環境や生活環境などに対する市民の意識を高めていく必要があります。

(4) 下水道施設・老朽化の現状

当市の農業集落排水事業では、昭和63年8月に米倉地区において最初に供用開始し、平成28年12月の羽津地区の事業完成により、残りの整備予定地区は佐々木地区のみとなります。

最初の供用開始から既に30年が経過しているものの、処理施設や管渠については法定耐用年数が50年とされているため、更新は直近の課題となっていません(表1)。

ただし、ポンプ類、ブロワ類及び計器類については、耐用年数がそれぞれ20年、15年、10年であり、耐用年数が経過した設備もあることから、適正な管理や早期の修繕により可能な限り耐用年数を延ばすことで、設備投資の増加を抑制しています。

また、公共下水道に隣接する農業集落排水処理施設で、老朽化が進み、改築・更新が必要な処理施設については、公共下水道への統合(接続)を検討し、処理施設の集約化と効率化を図っていく必要があります。

表 1 農業集落排水処理施設の建築年及び経過年数

施設名称	建築年	経過年数 (平成 30 年 3 月現在)
米倉処理場	昭和 63 年	31
荒川処理場	平成 5 年	26
松浦処理場	平成 6 年	25
石喜処理場	平成 12 年	19
菅谷処理場	平成 13 年	18
内竹処理場	平成 13 年	18
島潟浄化センター	平成 14 年	17
中井浄化センター	平成 17 年	14
三光浄化センター	平成 18 年	13
宮古木浄化センター	平成 23 年	8

(5) 組織体制及び職員の状況

当市では、組織体制の見直しと合わせて継続的に職員定数の適正化に努めており、平成 25 年度には、それまでの上下水道部下水道管理課と下水道建設課を廃止し、下水道課として統合を行いました。

職員数は、平成 30 年度当初で正職員が 25 名、臨時職員、嘱託職員及びパート職員が計 5 名となっています。

今後も引き続き、事務の効率化を図りつつ、事業規模と収支状況に合わせた組織・人員体制の適正化に努めます。

(6) 民間活力の活用等

民間事業者の活用については、全ての排水処理施設（表 1）において、供用開始当初から民間事業者への維持管理業務の委託を行っていますが、維持管理費の抑制を目的とした新たな民間活力の導入による維持管理の手法を検討する必要があります。

今後は、さらなる「維持管理コスト縮減」、「業務の効率化」のため、包括的民間委託も検討していく必要があります。

また、使用料に係る検針・徴収等については、平成 16 年から水道局に業務を委託しています。水道局は平成 28 年度から、当該業務を民間事業者へ委託することで、経費の削減とサービスの向上を図っています。

(7) 災害・危機管理対策

下水道施設は、その多くが地下埋設施設であり、自然災害等により被害を受けた場合には、被害状況の把握、応急対策の実施に時間を要し、住民生活に大きな影響を与えることが予想されます。当市では、自然災害等に対処するため、新発田市地域防災計画に

従い、平時から施設の構造強化など予防対策の推進及び防災体制の整備に努めています。

また、大規模な災害により下水道がその機能を果たすことができなくなった場合は、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害の発生など、住民生活に大きな影響を与える恐れがあります。

このような事態を回避し、住民生活を確保する視点から、下水道施設の被災を想定した上で、従来よりも速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を確保するため、「下水道 BCP (※)」を策定しました。

(8) その他

- ・平成 22 年 6 月に福島地区全域で供用を開始しましたが、同地区の排水は阿賀野川流域下水道へ接続・放流し、流域下水道の終末処理場で処理を行っています。
事業計画の位置づけが農業集落排水であったため、平成 29 年 3 月に下水道事業計画に編入し、平成 29 年 7 月に公共下水道に移管しました。
- ・羽津地区では、建設費と維持管理費の縮減を図るため、新たに処理場を建設せず、隣接する石喜地区と三光地区にある処理場の能力を有効利用し、汚水処理を行うことにしています。
- ・大島地区では、農業集落排水事業として平成 2 年 5 月に供用を開始しましたが、処理施設が老朽化したため、施設の更新と公共下水道へ接続した場合の費用を比較検討した結果、加治川浄化センターに接続・放流することとし、平成 24 年 7 月に公共下水道に移管しました。
- ・住田地区については、既に公共下水道の加治川浄化センターに接続し、汚水処理を行っていましたが、事業計画の位置づけが農業集落排水であったため、平成 28 年 3 月に下水道事業計画に編入し、平成 28 年 7 月に公共下水道に移管しました。
- ・上中山地区は、平成 30 年 3 月に下水道事業計画に編入し、平成 30 年 7 月に月岡特定環境保全公共下水道に移管しました。
- ・阿賀野市給水地域（上中山地区・福島地区）の使用料（農業集落排水施設使用料）の徴収は、井戸のみを使用している世帯を除き、平成 16 年度から阿賀野市上下水道局に業務を委託しています。

※下水道 BCP

BCP (Business Continuity Plan) は業務継続計画の略で、被災を想定した上で、平時から災害に備え策定する計画です。大規模な地震などの災害発生時に、下水道機能が低下した場合であっても、その機能を維持させるとともに、被災した機能を早期復旧させることを目的としています。

2 経営の基本方針

当市の農業集落排水事業は、事業がほぼ完了に近づいており、接続率についても、基本的に同意事業であることから、平成 29 年度末で 82.4%とかなり高率となっています。このため、整備事業に対する費用対効果も十分発揮され、事業効果は高いと推察されます。

ただし、近年は、人口減少や節水機器の普及に伴い水道使用水量が減少してきており、使用料収入の低迷が維持管理費への負担となって表れてきている実状があります。

また、過去の建設事業に伴う起債借入の償還は今後も当分の間継続することから、一般会計からの繰入れに依存する財務体質も同様に続く見込みです。

こうしたなかで、地方公営企業法の財務適用（企業会計移行）を平成 31 年度に控え、それに向けた経営基盤の強化が最重要課題となっており、課題解決のために、次の 3 項目について重点的に取組みます。

- ① 施設等の老朽化に伴う更新事業への投資を抑えるための「公共・農排の枠を超えた施設統廃合の推進」
- ② 事業経営の独立採算性の原則に基づいた適正な「使用料体系の検証」
- ③ 施設等の包括的民間委託や水道事業との組織統合等の検討及び実行による「経費の削減」

以上の取組みを着実に実行することにより、下水道事業を営む公営企業体として、その経営基盤を確固たるものにすることを基本方針とします。

3 経営戦略の計画期間、事後検証及び更新

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とします。

ただし、必要に応じて進捗管理（モニタリング）を行い、また、事業の見直しや新たな問題の発生、及び社会情勢の変化等に適切に対応するため、最低でも 5 年ごとに見直し（ローリング）を行うことにより、PDCA サイクルを働かせて本計画の事後検証、更新を行います。

4 投資・財政計画

(1) 投資についての説明

①投資の目標に関する事項

- ・施設等の維持管理を適正に行い、改築・更新については、既設施設の耐用年数や過去の維持工事・修繕状況を基に更新内容や時期を十分に検討し、計画的・効率的な施設整備に努めることで、費用を最小限に抑え、安定した財政基盤の下に事業運営を行います。

②管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

- ・平成 29 年度に下水道基本構想の見直しを行いました。これにより、今後の整備予定地区は佐々木地区のみとなりますが、効率的な建設計画を立て、財政計画に反映させます。

③広域化・共同化・最適化に関する事項

- ・最適化の取組みとして、新発田市下水道基本構想の見直しによる施設の廃止・統合等により、維持管理費のコスト縮減を図ります。

④投資の平準化に関する事項

- ・予算制約のある中で、増大する改築需要に対応するため、平成 26 年度に農業集落排水施設最適整備構想を策定しました。存続する処理場等では、修繕・改築を平準化することで施設の長寿命化を図りながら、下水道経営の安定化を目指します。

(2) 財源についての説明

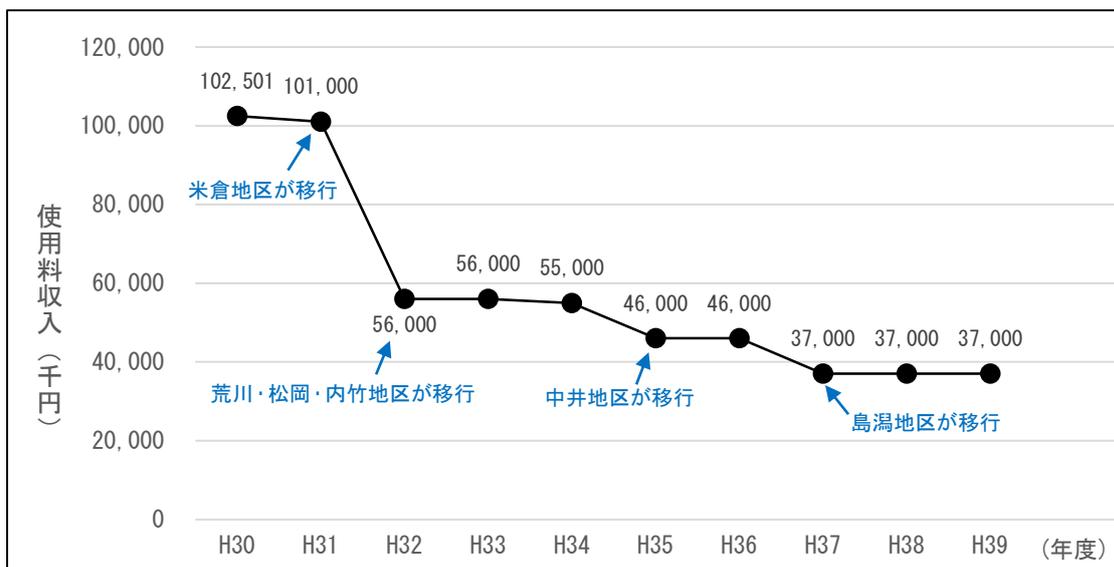
①財源の目標に関する事項

- ・当市の農業集落排水事業は、収支の不足分を一般会計からの繰入金で賄っており、収支の均衡を図ることは困難ですが、効率的な運営により経費の圧縮を図るとともに、使用料の見直しにより自主財源を確保することで、少しでも健全な運営に近づこう努力します。

②使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

- ・人口減少、節水意識の高まりや節水器具の普及による減収要因に加え、平成 31 年度に米倉地区が、平成 32 年度に荒川・松岡・内竹地区、平成 35 年度に中井地区、平成 37 年度には島瀨地区がそれぞれ公共下水道に接続後、公共下水道料金へ移行する予定であることから、使用料収入は段階的に減少します（図 2）。
- ・現在の使用料は公共下水道使用料と比べ約 20%安い設定となっています。今後は、公共・農排を含めた全体的な使用料体系のあり方の検証が課題となっています。

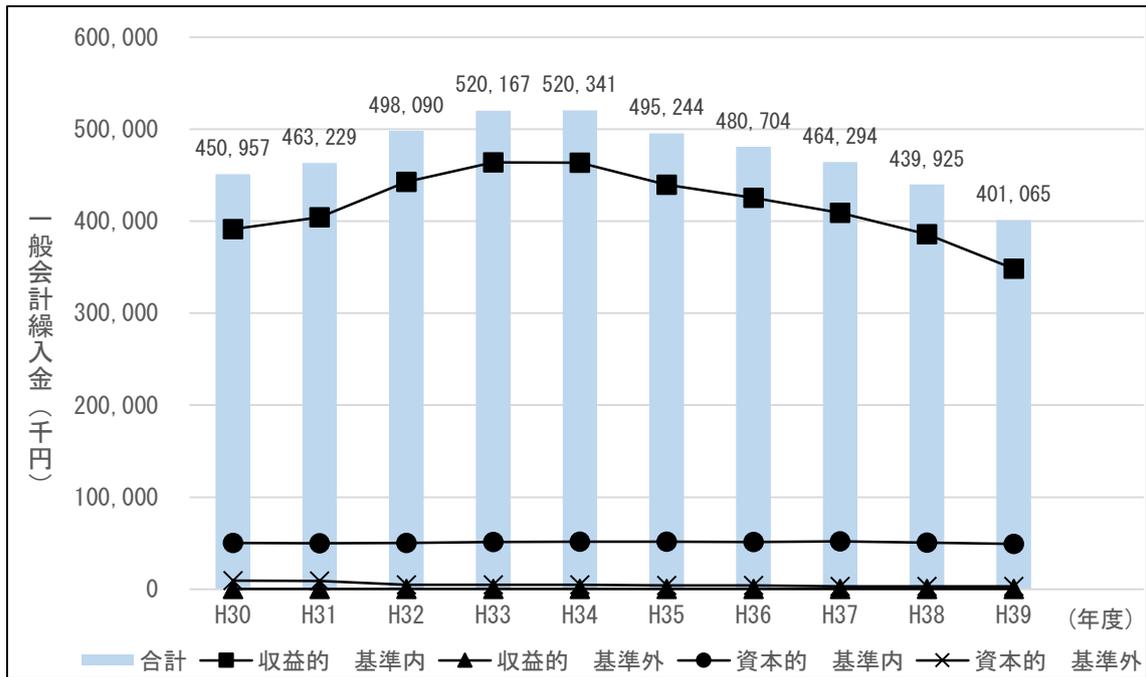
図2 使用料収入の推移（見込み）



③繰入金に関する事項

- ・収益的収入及び国庫補助金等だけでは独立採算による運営ができないことから、今後も引き続き一般会計からの繰入れが必要です（図3）。
 ただし、整備事業の完了を控え、普及率が上昇したにも関わらず、恒常的に一般会計からの支援を受け続けることは、独立採算制の原則から好ましい状況ではないため、依存度減少に向けた、経費削減のための維持管理費の見直しなどを継続的に行う必要があります。
- ・収益的繰入金及び資本的繰入金について、共に繰出基準に基づく繰入れのほか、基準外繰入れも必要となる見込みです（図3）。

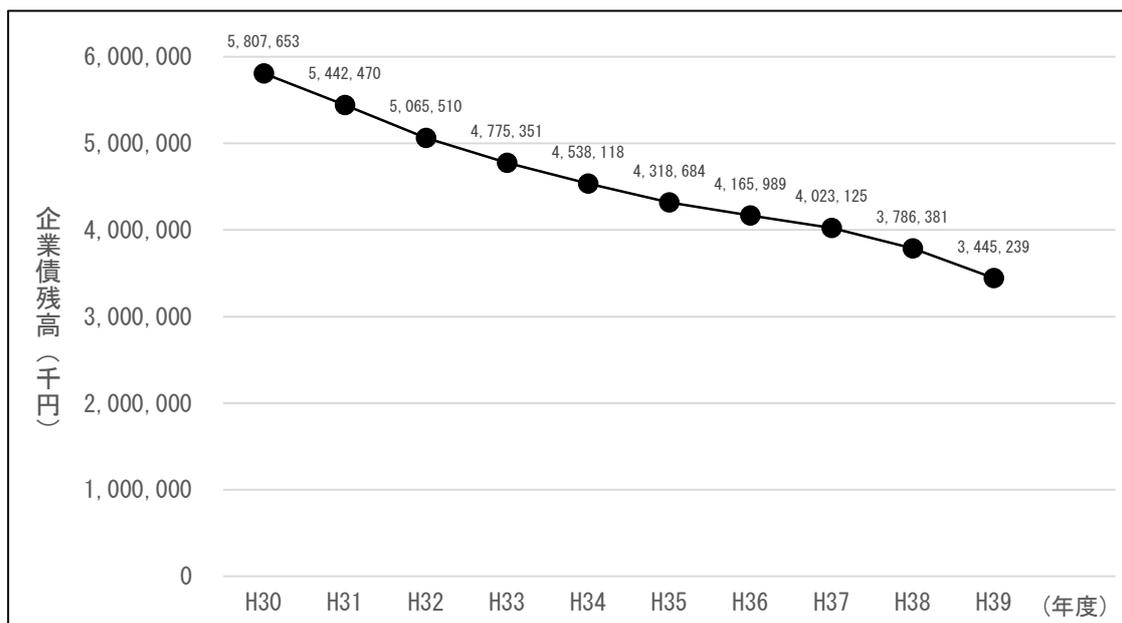
図3 一般会計繰入金の推移（見込み）



④企業債に関する事項

- ・現在計画されている農排の建設事業は、平成28年度をもって一区切りとなり、企業債の発行は平成34年度が最終年度になる見込みです。新規の借入れが無く、償還が進むことから、企業債残高は減少し続けます（図4）。

図4 企業債残高の推移（見込み）

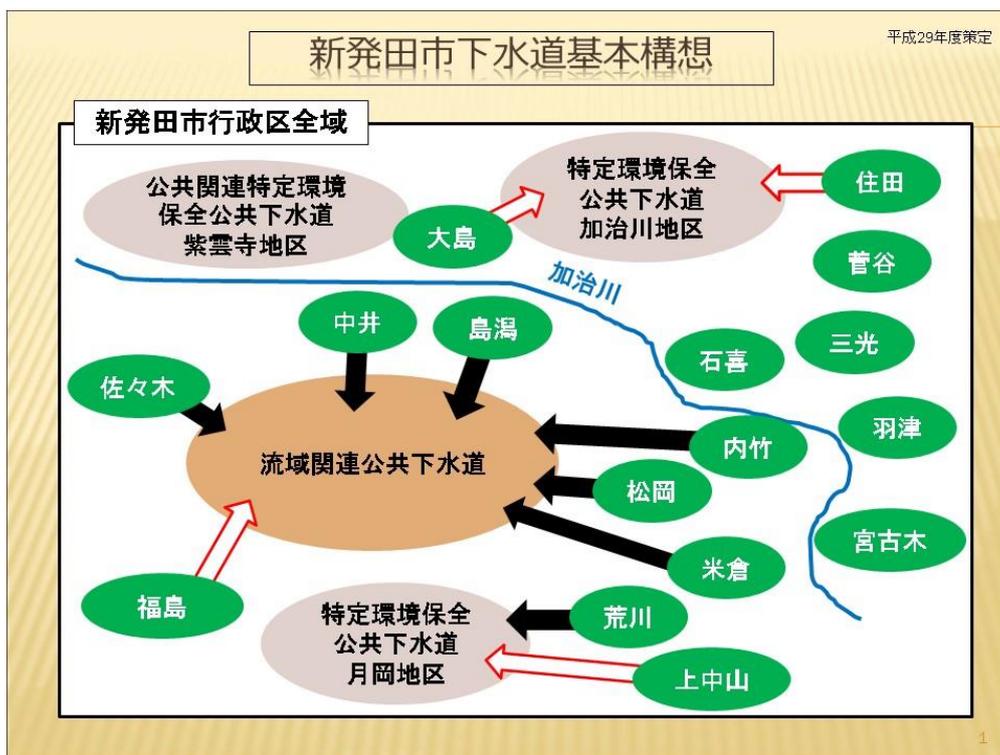


5 効率化・経営健全化の取組み

(1) 広域化・共同化・最適化に関する事項

- ・当市には、公共下水道も含め下水道施設が13箇所ありますが、処理場設備の中には耐用年数を経過しているものもあり、今後本格的な設備更新時期を迎えることとなります。維持管理や更新に係る多額な費用負担を抑制するため、廃止可能な処理場については廃止し、公共下水道へ順次接続していく予定です（図5）。

図5 下水道事業区域に編入する農業集落排水区域



（黒矢印：編入を予定している区域 白矢印：編入を終えている区域）

(2) 使用料、その他の収入に関する事項

- ・現在の使用料は、公共下水道使用料と比べ約20%安い設定となっているため、現在ある公共下水道・月岡特定環境保全公共下水道・農業集落排水処理施設の3つの使用料体系について、全体としての適正なあり方を検証します。
- ・使用料や分担金の滞納者に対しては、催告書の送付、戸別訪問、電話や来庁要請等により納付折衝を行うことで、納期限内に納付した者との公平性を確保するとともに、収納率の向上を目指します。

(3) 民間活力やノウハウの活用に関する事項

- ・処理場や中継ポンプの維持管理については民間に委託していますが、今後さらに民

間の持つノウハウを活用してコスト縮減・業務の効率化を図るため、民間委託の手法を検討し、経営の健全化に努めます。

- ・維持管理委託業者との調整や連絡、不具合が発生した機器の修繕や更新及び薬品類の発注業務などは職員が行っていますが、今後は包括的な業務委託による業務の効率化とコスト縮減のための検討を行います。
- ・使用料に係る検針や徴収業務は、一部を除き水道局に委託しており、水道局は当該業務を民間企業へ委託することで、業務及び人員の効率化を図っていますが、全ての検針や徴収業務を委託できるように検討します。

(4) 組織、人材、定員に関する事項

- ・経常経費の削減については、民間委託や入札などの競争原理を導入することで積極的に進めてきましたが、人件費の抑制についても、事務の効率化を図りつつ、事業規模と収支状況に合わせた組織・人員体制の適正化に努めます。
- ・各種研修等のスキルアップの機会を積極的に活用し、事業に係る専門知識の習得を図ることで、職員の資質向上に努め、一人ひとりの業務効率を高めます。
- ・事業の計画性や透明性を高めるため、平成31年度から地方公営企業法の財務適用を行う予定としており、また将来的には全部適用を行うとともに、組織のスリム化や効率的な運営による経費の削減を目的として、水道事業との統合を検討します。

(5) 接続促進への取組み、接続率の向上

- ・農業集落排水処理施設へ接続するために排水設備等の新設等工事を行う者に対し、当該工事に必要な資金の制度融資を斡旋しており、当該融資制度を今後も継続します。
- ・無利子融資制度、農業集落排水施設への接続補助金制度の創設について、関係課と協議・連携し、より効率的・効果的に実施するための方策を検討します。
- ・各種イベントへの参画、マンホールカードの配布、ポスターや懸垂幕の掲示及びマンガ小冊子の配布等、様々な情報を発信することで、ソフト面から下水道事業全般についての理解と接続への呼びかけを行います。

(6) 情報公開に関する事項

- ・下水道事業全般についての理解を深めてもらうために、広報しぼた、FM放送、市

ホームページ及び各種イベントなどを通して分かりやすく、興味を抱くような情報を発信します。

- ・下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、今後、事業を進めていくうえで、住民の理解を得ることがより重要となります。住民に情報を積極的に公開し、広く意見を聞きながら経営方針のあり方を検討します。

(7) 経費削減に関する事項

- ・排水処理施設の維持管理業務委託や薬品購入等については、競争入札を徹底することにより、経費の削減を行います。
- ・下水道の適正使用についての周知を徹底し、下水道施設への負荷を軽減することにより、維持管理費の圧縮を行います。
- ・機器類の更新では、省エネルギー機器の導入等により、消費電力の削減を行います。
- ・今後も存続する処理場については、設備・中継ポンプ等の適正な管理や早期の修繕により、耐用年数をできる限り延ばすことで、設備投資費用の増加を抑制します。

6 投資・財政計画(様式)

表2から表7のとおり。

投資・財政計画の前提条件

- ・投資・財政計画は、平成29年度に策定した財政シミュレーションをもとに策定しています。
- ・将来の使用料の改定は考慮していません。

表2 投資・財政計画

（単位：千円）

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	
			（決算）	（決算）											
收 益 的 收 入	1 総 収 益 (A)	504,703	558,500	548,112	543,357	526,596	546,262	540,316	503,076	483,222	450,913	423,068	385,607		
		(1) 営 業 収 益 (B)	113,032	108,403	102,501	101,000	56,000	56,000	55,000	46,000	46,000	37,000	37,000	37,000	
		ア 料 金 収 入	113,032	108,403	102,501	101,000	56,000	56,000	55,000	46,000	46,000	37,000	37,000	37,000	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	391,671	450,097	445,611	442,357	470,596	490,262	485,316	457,076	437,222	413,913	386,068	348,607	
	ア 他 会 計 繰 入 金	338,384	376,609	391,574	404,535	442,798	464,036	463,806	439,710	425,536	409,123	385,998	348,607		
		イ そ の 他	53,287	73,488	54,037	37,822	27,798	26,226	21,510	17,366	11,686	4,790	70		
	收 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	257,816	283,249	259,201	235,868	202,428	194,086	184,470	156,372	146,167	135,915	137,118	137,852	
			(1) 営 業 費 用	129,028	151,750	131,789	112,361	84,006	86,209	87,484	76,177	76,177	71,320	77,657	84,101
			ア 職 員 給 与 費												
			ウ ち 退 職 手 当												
			イ そ の 他	129,028	151,750	131,789	112,361	84,006	86,209	87,484	76,177	76,177	71,320	77,657	84,101
			(2) 営 業 外 費 用	128,788	131,499	127,412	123,507	118,422	107,877	96,986	80,195	69,990	64,595	59,461	53,751
ア 支 払 利 息		128,646	121,458	113,835	106,361	98,551	90,521	83,120	76,229	69,746	64,351	59,217	53,432		
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他		142	10,041	13,577	17,146	19,871	17,356	13,866	3,966	244	244	244	319		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		246,887	275,251	288,911	307,489	324,168	352,176	355,846	346,704	337,055	314,998	285,950	247,755		
資 本 的 收 入		1 資 本 的 収 入 (F)	216,663	74,822	74,888	60,594	60,092	255,931	360,535	385,478	483,388	495,614	325,742	101,187	
			(1) 地 方 債	87,000	16,800	13,900	900	2,300	97,300	151,500	168,100	225,100	225,100	126,300	2,800
			ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
			(2) 他 会 計 補 助 金	60,380	51,113	59,383	58,694	55,292	56,131	56,535	55,534	55,168	55,171	53,927	52,458
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	45,650		1,605	1,000	2,500	102,500	152,500	152,000	190,000	190,000	100,000	2,000		
	(6) 工 事 負 担 金	20,978	6,909							4,020	13,500	25,620	25,620		
	(7) そ の 他	2,655							9,844	9,100	11,843	19,895	18,309		
	2 資 本 的 支 出 (G)	463,548	350,069	363,799	368,083	384,260	608,107	716,381	732,182	820,443	810,612	611,692	348,942		
	(1) 建 設 改 良 費	137,928	6,883	13,548	2,000	5,000	220,648	327,648	344,648	442,648	442,648	248,648	5,000		
		ウ ち 職 員 給 与 費	15,258					15,648	15,648	15,648	15,648	15,648	15,648		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	325,620	343,186	350,251	366,083	379,260	387,459	388,733	387,534	377,795	367,964	363,044	343,942		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 246,885	△ 275,247	△ 288,911	△ 307,489	△ 324,168	△ 352,176	△ 355,846	△ 346,704	△ 337,055	△ 314,998	△ 285,950	△ 247,755			

表3 投資・財政計画

（単位：千円、％）

区 分	年 度	前々年度 （決算）	前年度 （決算）	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	2	4										
積 立 金	(K)	4	4										
前年度からの繰越金	(L)	2											
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒字 (P)												
	赤字 (Q)												
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100\right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100\right)$	86.5	89.2	89.9	90.3	90.5	93.9	94.3	92.5	92.2	89.5	84.6	80.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	113,032	108,403	102,501	101,000	56,000	56,000	55,000	46,000	46,000	37,000	37,000	37,000
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	117,301	113,032	108,403	102,501	101,000	56,000	56,000	55,000	46,000	46,000	37,000	37,000
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	6,470,390	6,144,004	5,807,653	5,442,470	5,065,510	4,775,351	4,538,118	4,318,684	4,165,989	4,023,125	3,786,381	3,445,239

○他会計繰入金

（単位：千円）

区 分	年 度	前々年度 （決算）	前年度 （決算）	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収益的収支分		338,384	376,609	391,574	404,535	442,798	464,036	463,806	439,710	425,536	409,123	385,998	348,607
うち基準内繰入金		338,135	362,435	391,325	404,286	442,549	463,787	463,557	439,461	425,287	408,874	385,749	348,358
うち基準外繰入金		249	14,174	249	249	249	249	249	249	249	249	249	249
資本的収支分		60,380	51,113	59,383	58,694	55,292	56,131	56,535	55,534	55,168	55,171	53,927	52,458
うち基準内繰入金		50,406	51,113	50,139	49,886	50,408	51,247	51,738	51,522	51,156	51,944	50,700	49,231
うち基準外繰入金		9,974		9,244	8,808	4,884	4,884	4,797	4,012	4,012	3,227	3,227	3,227
合 計		398,764	427,722	450,957	463,229	498,090	520,167	520,341	495,244	480,704	464,294	439,925	401,065

表4 投資・財政計画

（単位：千円）

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
			(決算)	(決算)										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	502,101	555,528	545,168	540,424	523,673	543,351	537,416	500,187	480,345	448,048	420,215	382,767	
	(1) 営 業 収 益 (B)	112,738	108,120	102,207	100,706	55,706	55,706	54,706	45,706	45,706	36,706	36,706	36,706	
	ア 料 金 収 入	112,738	108,120	102,207	100,706	55,706	55,706	54,706	45,706	45,706	36,706	36,706	36,706	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他													
	(2) 営 業 外 収 益	389,363	447,408	442,961	439,718	467,967	487,645	482,710	454,481	434,639	411,342	383,509	346,061	
	ア 他 会 計 繰 入 金	336,076	373,920	388,924	401,896	440,169	461,419	461,200	437,115	422,953	406,552	383,439	346,061	
	イ そ の 他	53,287	73,488	54,037	37,822	27,798	26,226	21,510	17,366	11,686	4,790	70		
	2 総 費 用 (D)	256,197	281,643	257,648	234,351	200,947	192,643	183,064	155,005	144,839	134,627	135,871	136,647	
	(1) 営 業 費 用	128,485	151,190	131,246	111,818	83,463	85,666	86,941	75,634	75,634	70,777	77,114	83,558	
	ア 職 員 給 与 費													
	ウ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他	128,485	151,190	131,246	111,818	83,463	85,666	86,941	75,634	75,634	70,777	77,114	83,558		
(2) 営 業 外 費 用	127,712	130,453	126,402	122,533	117,484	106,977	96,123	79,371	69,205	63,850	58,757	53,089		
ア 支 払 利 息	127,570	120,412	112,825	105,387	97,613	89,621	82,257	75,405	68,961	63,606	58,513	52,770		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他	142	10,041	13,577	17,146	19,871	17,356	13,866	3,966	244	244	244	319		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	245,904	273,885	287,520	306,073	322,726	350,708	354,352	345,182	335,506	313,421	284,344	246,120		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	216,241	74,234	74,290	59,985	59,472	255,300	359,892	384,824	482,722	494,936	325,052	100,484	
	(1) 地 方 債	87,000	16,800	13,900	900	2,300	97,300	151,500	168,100	225,100	225,100	126,300	2,800	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	59,958	50,525	58,785	58,085	54,672	55,500	55,892	54,880	54,502	54,493	53,237	51,755	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	45,650		1,605	1,000	2,500	102,500	152,500	152,000	190,000	190,000	100,000	2,000	
	(6) 工 事 負 担 金	20,978	6,909							4,020	13,500	25,620	25,620	
	(7) そ の 他	2,655							9,844	9,100	11,843	19,895	18,309	
	2 資 本 的 支 出 (G)	462,143	348,115	361,810	366,058	382,198	606,008	714,244	730,006	818,228	808,357	609,396	346,604	
	(1) 建 設 改 良 費	137,928	6,883	13,548	2,000	5,000	220,648	327,648	344,648	442,648	442,648	248,648	5,000	
	ウ ち 職 員 給 与 費	15,258					15,648	15,648	15,648	15,648	15,648	15,648		
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	324,215	341,232	348,262	364,058	377,198	385,360	386,596	385,358	375,580	365,709	360,748	341,604		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 245,902	△ 273,881	△ 287,520	△ 306,073	△ 322,726	△ 350,708	△ 354,352	△ 345,182	△ 335,506	△ 313,421	△ 284,344	△ 246,120		

表5 投資・財政計画

（単位：千円、％）

区 分	年 度	前々年度 （決算）	前年度 （決算）	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	2	4										
積 立 金	(K)	4	4										
前年度からの繰越金	(L)	2											
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)												
	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	86.5	89.2	90.0	90.3	90.6	94.0	94.3	92.6	92.3	89.5	84.6	80.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	112,738	108,120	102,207	100,706	55,706	55,706	54,706	45,706	45,706	36,706	36,706	36,706
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	116,995	112,738	108,120	102,207	100,706	55,706	55,706	54,706	45,706	45,706	36,706	36,706
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	6,411,694	6,087,262	5,752,900	5,389,742	5,014,844	4,726,784	4,491,688	4,274,430	4,123,950	3,983,341	3,748,893	3,410,089

○他会計繰入金

（単位：千円）

区 分	年 度	前々年度 （決算）	前年度 （決算）	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収益的収支分		336,076	373,920	388,924	401,896	440,169	461,419	461,200	437,115	422,953	406,552	383,439	346,061
うち基準内繰入金		336,076	360,023	388,924	401,896	440,169	461,419	461,200	437,115	422,953	406,552	383,439	346,061
うち基準外繰入金			13,897										
資本的収支分		59,958	50,525	58,785	58,085	54,672	55,500	55,892	54,880	54,502	54,493	53,237	51,755
うち基準内繰入金		49,984	50,525	49,541	49,277	49,788	50,616	51,095	50,868	50,490	51,266	50,010	48,528
うち基準外繰入金		9,974		9,244	8,808	4,884	4,884	4,797	4,012	4,012	3,227	3,227	3,227
合 計		396,034	424,445	447,709	459,981	494,841	516,919	517,092	491,995	477,455	461,045	436,676	397,816

表6 投資・財政計画

（単位：千円）

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
			（決算）	（決算）										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	2,602	2,972	2,944	2,933	2,923	2,911	2,900	2,889	2,877	2,865	2,853	2,840	
	(1) 営 業 収 益 (B)	294	283	294	294	294	294	294	294	294	294	294	294	
	ア 料 金 収 入	294	283	294	294	294	294	294	294	294	294	294	294	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他													
	(2) 営 業 外 収 益	2,308	2,689	2,650	2,639	2,629	2,617	2,606	2,595	2,583	2,571	2,559	2,546	
	ア 他 会 計 繰 入 金	2,308	2,689	2,650	2,639	2,629	2,617	2,606	2,595	2,583	2,571	2,559	2,546	
	イ そ の 他													
	2 総 費 用 (D)	1,619	1,606	1,553	1,517	1,481	1,443	1,406	1,367	1,328	1,288	1,247	1,205	
	(1) 営 業 費 用	543	560	543	543	543	543	543	543	543	543	543	543	
ア 職 員 給 与 費														
ウ ち 退 職 手 当														
イ そ の 他	543	560	543	543	543	543	543	543	543	543	543	543		
(2) 営 業 外 費 用	1,076	1,046	1,010	974	938	900	863	824	785	745	704	662		
ア 支 払 利 息	1,076	1,046	1,010	974	938	900	863	824	785	745	704	662		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	983	1,366	1,391	1,416	1,442	1,468	1,494	1,522	1,549	1,577	1,606	1,635		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	422	588	598	609	620	631	643	654	666	678	690	703	
	(1) 地 方 債													
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	422	588	598	609	620	631	643	654	666	678	690	703	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,405	1,954	1,989	2,025	2,062	2,099	2,137	2,176	2,215	2,255	2,296	2,338	
(1) 建 設 改 良 費														
ウ ち 職 員 給 与 費														
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,405	1,954	1,989	2,025	2,062	2,099	2,137	2,176	2,215	2,255	2,296	2,338		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 983	△ 1,366	△ 1,391	△ 1,416	△ 1,442	△ 1,468	△ 1,494	△ 1,522	△ 1,549	△ 1,577	△ 1,606	△ 1,635		

表7 投資・財政計画

（単位：千円、％）

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
		(決算)	(決算)										
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)												
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)												
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	86.0	83.5	83.1	82.8	82.5	82.2	81.9	81.5	81.2	80.9	80.5	80.2
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	294	283	294	294	294	294	294	294	294	294	294	294
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	306	294	283	294	294	294	294	294	294	294	294	294
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	58,696	56,742	54,753	52,728	50,666	48,567	46,430	44,254	42,039	39,784	37,488	35,150

○他会計繰入金

（単位：千円）

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
		(決算)	(決算)										
収益的収支分		2,308	2,689	2,650	2,639	2,629	2,617	2,606	2,595	2,583	2,571	2,559	2,546
うち基準内繰入金		2,059	2,412	2,401	2,390	2,380	2,368	2,357	2,346	2,334	2,322	2,310	2,297
うち基準外繰入金		249	277	249	249	249	249	249	249	249	249	249	249
資本的収支分		422	588	598	609	620	631	643	654	666	678	690	703
うち基準内繰入金		422	588	598	609	620	631	643	654	666	678	690	703
うち基準外繰入金													
合 計		2,730	3,277	3,248	3,248	3,249	3,248	3,249	3,249	3,249	3,249	3,249	3,249